

佐賀県外の私立高等学校等の生徒の保護者等（佐賀県内在住）のみなさまへ

令和5年度 佐賀県私立高校生等奨学給付金（前倒し支給）のご案内

制度概要

生徒の授業料以外の教育費に充てるための返済不要な給付金です

佐賀県では、私立高等学校等に在学する生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、佐賀県内に在住する住民税所得割が非課税の世帯の保護者等に対し、「奨学給付金」を支給します。

通常は7月1日を基準に審査を行います。新入生のうち希望者に限り、一部（年額の1/4）を前倒しして支給します。

なお、残額分（年額の3/4）及び通常分（年額一括）の支給申請については、7月上旬以降に改めてご案内します。

1 支給要件

令和5年4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている者

- ・私立高等学校等（=就学支援金又は専攻科生徒への修学支援の支給対象校）の生徒の保護者等であること
- ・生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（※）であること（※前倒し支給は令和4年度（令和3年分）の課税証明書等で確認を行います。）
- ・保護者等が、佐賀県内に住所を有していること
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではないこと

（注）支給には学校の種類に応じた上限回数があります。

2 支給額

◆年額の1/4の金額【A】を支給

※残額【B】を申請される場合は、あらためて手続きが必要になります。

なお、通常分のみ申請される場合は、年額【C】を一括支給します。（いずれも基準日は7月1日となり、審査が必要です。手続き開始は7月上旬以降を予定しています。）

所得要件等		支給額 (年額の1/4) 【A】	参考：残額 (年額の3/4) 【B】	参考：年額 【C】 = 【A】 + 【B】
生活保護（生業扶助）受給世帯 (専攻科以外)		13,150円	39,450円	52,600円
非課税世帯	第1子の高校生等※	34,400円	103,200円	137,600円
	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等※	38,000円	114,000円	152,000円
	通信制	13,025円	39,075円	52,100円
	専攻科（生活保護含む）	13,025円	39,075円	52,100円

※「第1子」及び「第2子の考え方は、別紙「世帯構成パターン図」でご確認ください

1 提出書類

提出する書類は区分の「共通」と該当する世帯（「生活保護（生業扶助）世帯」又は「非課税世帯」）の書類が必要です。なお、専攻科の方は、下欄の「非課税世帯」になります。

※令和4年度から、電子申請が可能となりました。

なお、電子申請の場合でも一部の書類に関しましては原本の提出が必要となりますのでご注意ください。

区分	書類 ※申請書等の記入については、別紙「記入例」をご参照ください。
共通	<input type="checkbox"/> 佐賀県私立高校生等奨学給付金支給申請書【様式第1号】（注1） <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書【様式第4号】 <input type="checkbox"/> 在学証明書【様式第5号】（※所定様式に学校が記載 押印必要） <input type="checkbox"/> （専攻科のみ）個人対象要件証明書【様式第16-1号】（※所定様式に学校が記載 押印必要）
生業扶助世帯	<input type="checkbox"/> 令和5年4月1日現在の「生業扶助」の措置状況を証明する生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書【様式第2号】（お住まいの市の生活保護担当窓口または県保健福祉事務所で取得してください。なお、当該様式以外でも、生活保護者であることを証する書類に生業扶助の記載がある場合には、代用可。）
非課税世帯	<input type="checkbox"/> 保護者等全員分の「令和4年度（令和3年分）課税証明書の写し」（又は非課税証明書、市町村住民税特別徴収税額の決定通知書の写し等） <input type="checkbox"/> 保護者等全員分の個人番号カード（マイナンバーカード又は通知カード等）の写し等。（注2） ※個人番号カードの写し等は、個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書（様式第15-1号）に貼付してください。 なお、郵送の場合は、個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書を郵送で提出する場合の本人確認書類（写）貼付け台紙（様式第15-2号）をあわせて提出してください。
	<input type="checkbox"/> 対象生徒及び兄弟姉妹の健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 扶養申立書【様式第14号】（注3）

いずれか

1つ必要です

「第2子以降の高校生等」の場合のみ必要です

（注1）申請者が「父母以外の主として生徒の生計を維持している者」の場合、生徒本人の健康保険証の写しが必要です。

（注2）「通知カード」は、以下の場合には、課税状況を確認する書類として利用できません。

- ・デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）前までに改姓や転居等により変更があり、かつ、同法施行日前に変更手続きがとられていない場合。
- ・デジタル手続法施行日以後、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

（注3）国民健康保険証の場合は健康保険証で扶養関係が確認できないため、申請書3枚目に健康保険証を貼付して扶養申立書【様式第14号】を提出してください。

【電子申請】

<https://logoform.jp/form/jbBd/85023>



※一部の書類は原本の提出が必要となりますのでご注意ください

※お手元に上記必要書類をご用意の上、ご入力ください

※申請内容の一時保存も可能ですが、使用されているブラウザの種類等により保存ができない場合や保存内容が消えてしまう場合がございますので、すべての書類が揃った状態でのご入力をお勧めしております。

2 支給の流れ



書類の不備等がある場合は、県から連絡をします。
書類を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないかご確認ください。
申請書類には、日中必ず連絡がつく電話番号を記入してください。

書類の提出時期等により、通知及び振込時期は異なります。
なお、申請書類に不備等がある場合は、処理が遅れます。

3 申請期限

令和5年6月9日（金曜日）

※申請期限までに、下記提出先へ、郵送ください。

※期限までに申請がない場合は、給付できないことがあります。

4 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室（新館6階） 宛

※個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

5 注意事項

- 1 万一、事実と異なる内容の申請により、本来受け取ることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課せられます。
- 2 給付金は、生徒の教育費に使用してください。

問合せ先

申請等でご不明な点等ある場合は、下記へお問い合わせください

佐賀県 総務部 法務私学課 私立中高・専修学校支援室
電話：0952-25-7464